資料２

外国人技能実習制度の現状等について

令和7年7月16日
厚生労働省・宮城労働局

１　技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数230.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者 **約71.9万人**
（いわゆる**「専門的・技術的分野の在留資格」**）
- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 特定活動 **約8.6万人**
（経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる）
- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

③ 技能実習 **約47.1万人**
- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- 平成22年７月１日施行の改正入管法により、技能実習生は入国１年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。

④ 資格外活動（留学生のアルバイト等） **約39.8万人**
- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(１週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

⑤ 身分に基づき在留する者 **約62.9万人**
（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(主に日系人)が含まれる）
- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教 授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師、看護師
研 究	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	中学校・高等学校等の語学教師等
技 術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介 護	介護福祉士
技 能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注） 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和６年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

東北で就労する外国人のカテゴリー（総数57,517人の内訳）

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
①就労目的で在留が認められる者	**14,891** （24.2）	**1,915** （13.2）	**2,167** （21.5）	**4,820** （31.3）	**881** （18.1）	**1,591** （33.4）	**3,517** （20.9）
②身分に基づき在留する者	**9,391** （2.3）	**613** （6.8）	**1,085** （▲2.8）	**2,651** （7.0）	**620** （4.6）	**1,481** （0.3）	**2,941** （0.0）
③技能実習	**22,765** （15.8）	**3,251** （11.6）	**3,825** （14.5）	**5,579** （14.4）	**1,705** （13.6）	**3,118** （18.9）	**5,287** （19.9）
④特定活動	**1,646** （6.0）	**142** （6.8）	**248** （▲16.8）	**466** （10.4）	**43** （7.5）	**198** （▲5.7）	**549** （22.0）
⑤資格外活動	**8,822** （13.7）	**269** （▲1.1）	**539** （▲0.7）	**6,038** （17.4）	**287** （2.1）	**273** （13.8）	**1,416** （10.8）
計	**57,517** （14.7）	**6,190** （10.9）	**7,866** （11.1）	**19,554** （17.9）	**3,536** （11.9）	**6,661** （16.0）	**13,710** （14.4）

※ 各県労働局作成「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和6年10月末現在）」による。
※岩手計は在留資格不明の者2名を含む。
※（ ）は前年同月比。

東北で就労する外国人のカテゴリー（国籍別）

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
ベトナム	17,882 （31.1）	2,530 （40.9）	2,345 （29.8）	4,873 （24.9）	958 （27.1）	2,580 （38.7）	4,596 （33.5）
中国	6,277 （10.9）	563 （9.1）	760 （9.7）	2,215 （11.3）	444 （12.6）	955 （14.3）	1,340 （9.8）
フィリピン	6,828 （11.9）	524 （8.5）	1,228 （15.6）	1,139 （5.8）	752 （21.3）	734 （11.0）	2,451 （17.9）
ネパール	5,533 （9.6）	286 （4.6）	260 （3.3）	3,470 （17.7）	88 （2.5）	168 （2.5）	1,261 （9.2）
インドネシア	6,677 （11.6）	925 （14.9）	1,276 （16.2）	2,206 （11.3）	380 （10.7）	522 （7.8）	1,368 （10.0）
ミャンマー	4,120 （7.2）	475 （7.7）	690 （8.8）	1,508 （7.7）	198 （5.6）	467 （7.0）	782 （5.7）
その他	10,200 （17.7）	887 （14.3）	1,307 （16.6）	4,143 （21.2）	716 （20.2）	1,235 （18.5）	1,912 （13.9）

※ 各県労働局作成「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和6年10月末現在）」による。
※（ ）は外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。

２　東北地区における外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況（令和５年）

1　監督指導の実施状況

(1)　東北地区の労働基準監督機関において、令和５年には実習実施機関に対して735件の監督指導を実施し、その75.4%に当たる554件で労働基準関係法令違反が認められた。

＜注＞違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

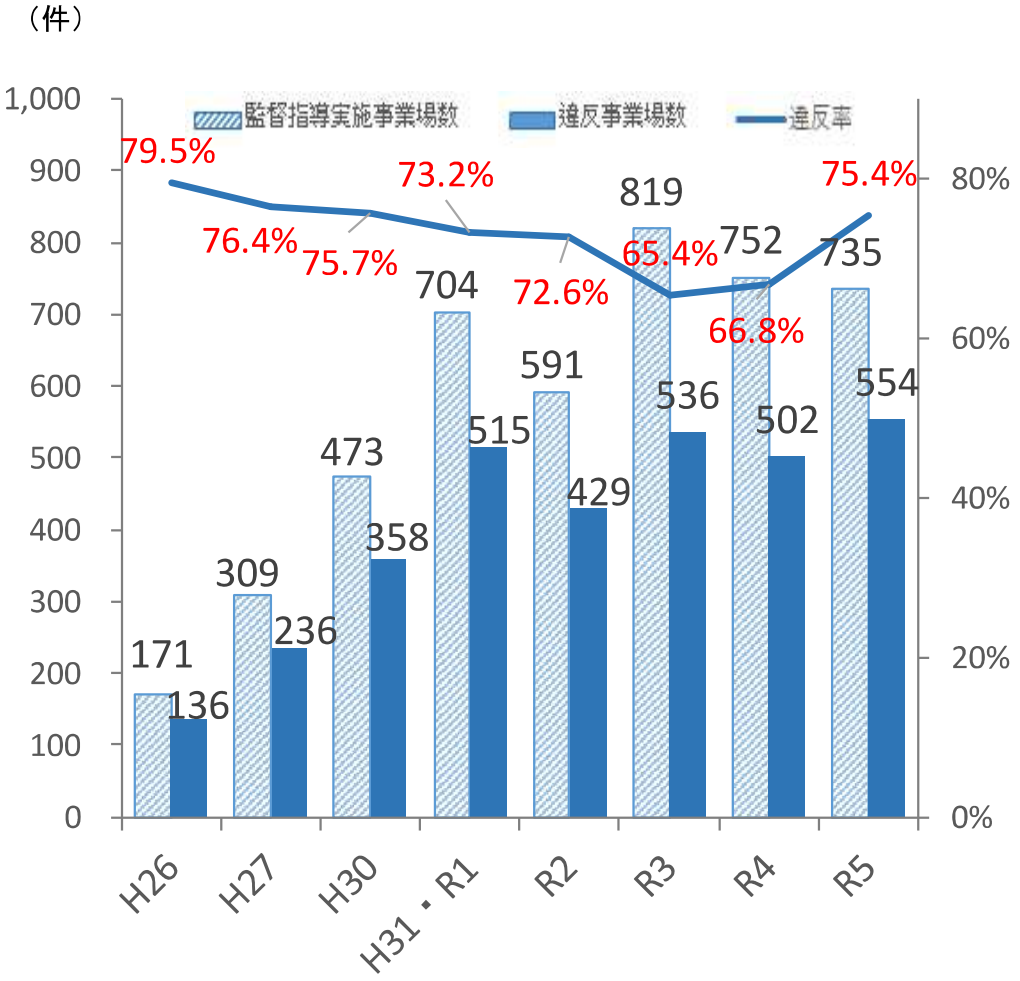

(2)　令和５年の違反事業場における主な違反事項は、①労働時間（34.7%）、②割増賃金(34.5%)、③使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(34.1%)　④健康診断結果の医師の意見聴取22.3%)、⑤年次有給休暇の付与(21.3%)の順に多かった。

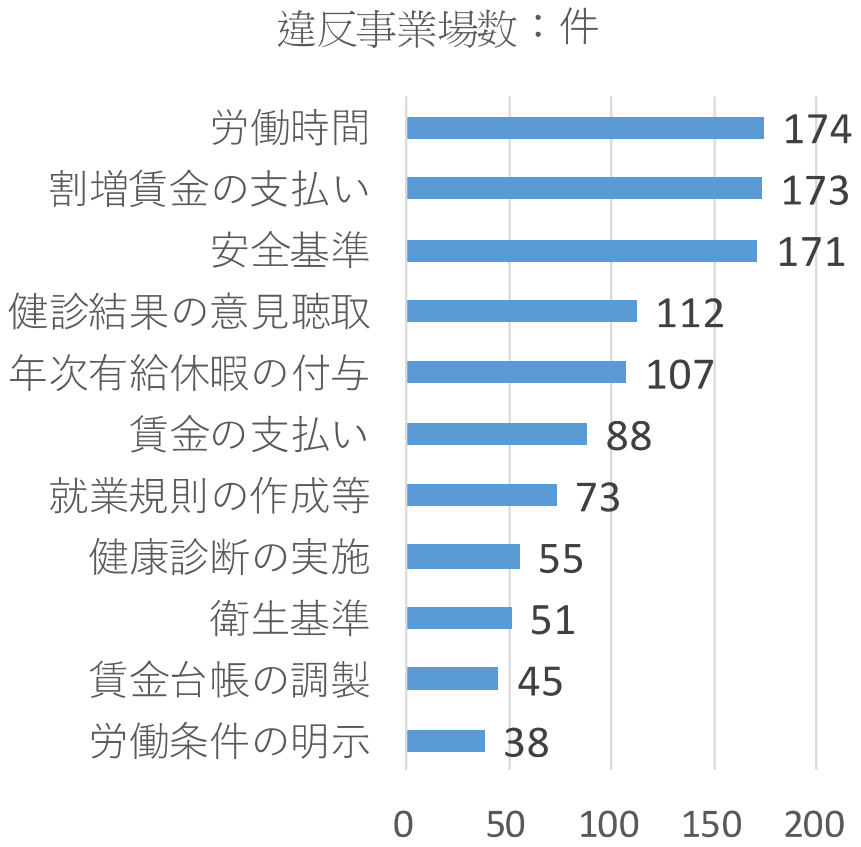

＜注＞　違反事項が２つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2　申告受理の状況

⑴　技能実習生から東北地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は、令和５年において４件であった。

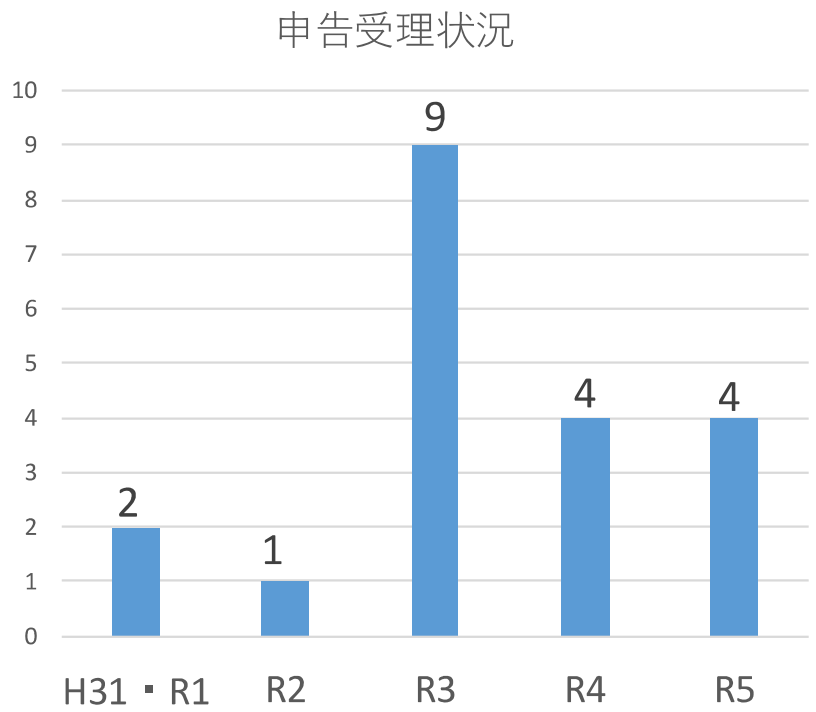

⑵　主な申告内容は、労働基準法違反である。

3　送検状況

⑴　技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、東北地区の労働基準監督機関が送検した件数は以下のとおりであり、令和５年は労働安全衛生法違反及び労働基準法がそれぞれ１件あり、合計２件であった。

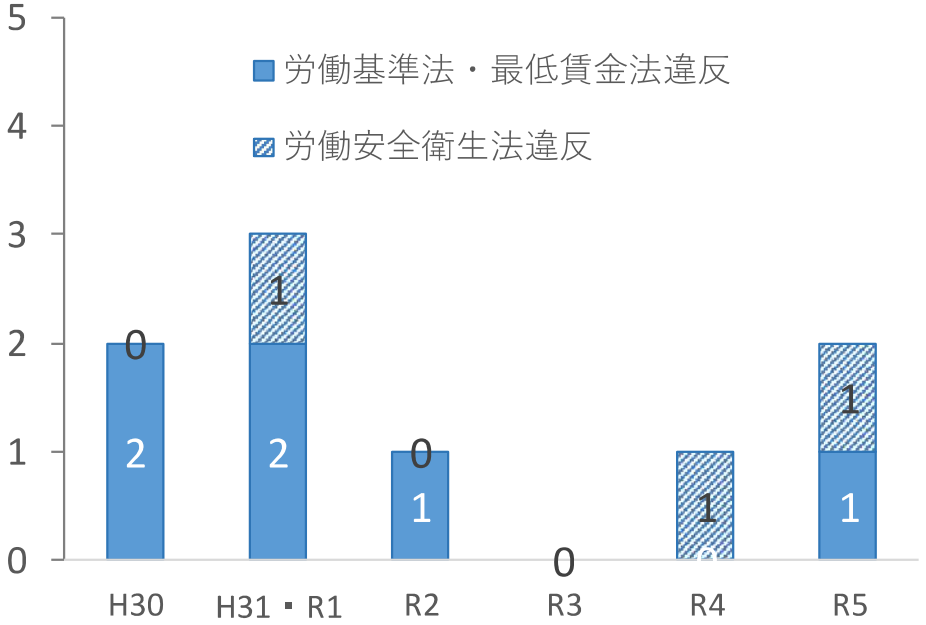

⑵　主な違反条文は、労働基準法違反では、労基法第32条（違法な時間外労働）であり、安衛法違反では、安衛法第20条（安全基準）であった。

4　労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

(1)　技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2)　令和５年において、東北地区の労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※１）した件数は58件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※２）された件数は158件である。

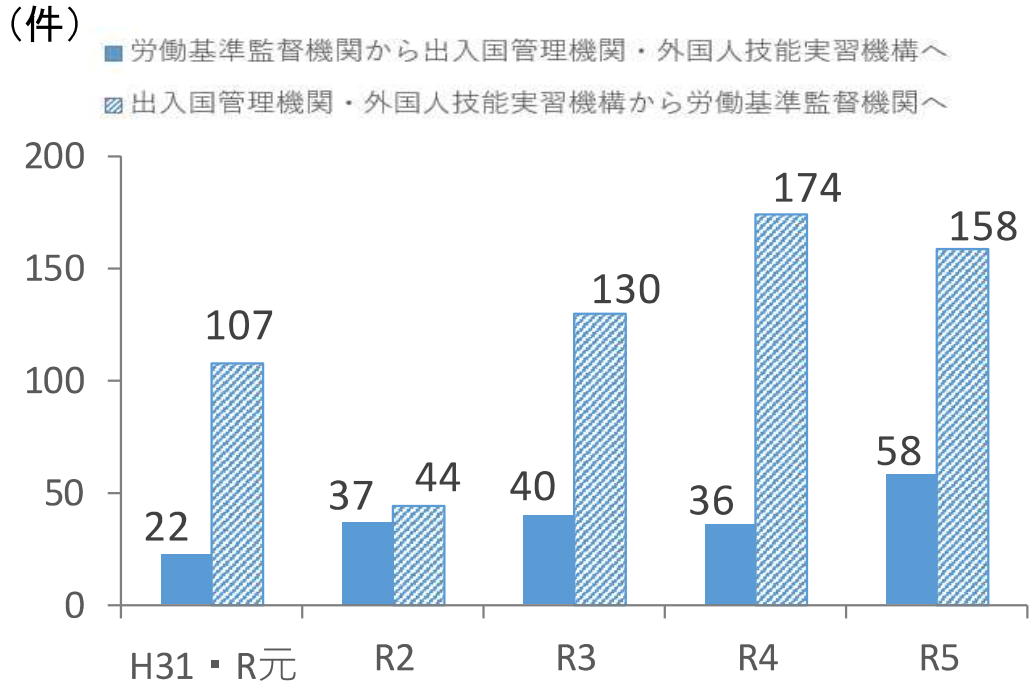

※１　労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※２　出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※３　平成31年・令和元年については法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。

(3)　労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

(4)　強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。